

# 地域コミュニティに関する研究会 開催要綱

## 第1 目的

地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は高まっているが、自治会等の加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感は一層高まっているとともに、コロナ禍の影響により活動に制約が生じている。他方で、地域活動を効率化し、効果を高める手段としてデジタル技術の活用への期待も高まっている。

こうした状況を踏まえ、自治会、地域運営組織、NPO など地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応できるようにするための方策について、地域活動のデジタル化にも着目し、先進的な自治体や地域コミュニティの取組を全国の自治体にフィードバックすることを念頭に置いて、検討する。

## 第2 構成員

地域コミュニティに関する研究会（以下「研究会」という。）は別紙の構成員をもって構成する。

## 第3 座長

座長は会務を総理する。

## 第4 議事

- (1) 研究会は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に研究会への出席を求めその意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員以外の者が研究会を傍聴することを認めることができる。
- (4) 研究会は非公開とするが、研究会終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

## 第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。